

Headline

- 「ESG Performance : 経営戦略と ESG 情報開示」セミナーのご報告
- EHS 分野におけるデジタルツールの活用
- プラスチック規制と企業戦略
- 中国における安全・環境に関する法規制動向及びそのビジネスリスク
-Comply or Close

「ESG Performance : 経営戦略と ESG 情報開示」セミナーのご報告

2019年6月19日に、ERMとBloomberg社の共催にて、標記のセミナーを開催しました。本稿では、弊社パートナー企業、Brown Flynn所属のMike Wallaceによる基調講演と、ディスカッションの概要をご紹介します。

1) ESG Performance : 経営戦略と ESG 情報開示 (Mike Wallace)

企業の持続可能性に係る情報開示と透明性において、投資家の存在感はどんどん増えています。彼らは特に、企業の長期ビジネス戦略において、ESG要素とその開示戦略をどのように組み入れているのかを注視しています。2015年に設立されたTCFDでは、最近特に日本企業の賛同が著しく、2019年5月時点の新規賛同企業・機関には多くの日本企業が含まれています。これらのイニシアチブや、Bloomberg、RobecoSAM、S&P等の情報ベンダーなど100を超える組織が世界中の企業を評価・ランク付けし、現在のESGエコシステムの構築につながっています。

最近の注目すべきテーマとしては、ヒューマンキャピタル（人的資本）が挙げられます。労働環境、従業員の能力開発、生産性、労働安全衛生、多様性等のトピックがこれに含まれます。Fortune誌の働き甲斐のある企業ベスト100（100 Best Companies to work For）リストに含まれる企業が長期収益率3.5%以上を達成しているように、各種の研究結果が一貫して会社の業績に人的資本が重要な役割を果たしていることを示しています。

今後、自社でESG情報開示を進めるためには、まずESGエコシステムを理解し（競合他社の動向把握等）（Step1）、ESG評価機関や株主の特徴や傾向等の整理をし（Step2）、戦略的かつ総合的に開示する（Step3）という流れを踏むことが望ましいと考えます。

2) ディスカッション概要

以下の3つの質問について、会場内でライブ投票とディスカッションを行いました*。

- (ア) 情報開示するインセンティブとは何か⇒投票で最も多かったのは「投資家からの要求であるため」（約56%）でした。GPIFのPRI（責任投資原則）署名、TCFDの流れの中で、G重視からSやEへのシフトが見られます。また、近年ESGデータは投資家目線で整理・開示が進んでいるというコメントがありました。
- (イ) 社内でESG戦略と情報公開に責任を持つ部署はどこか⇒投票で最も多かったのは「CSR部門」（約51%）でした。ESG審議会のようなものが設置できることが望ましいが、何よりトップの関与が不可欠であるというコメントがありました。
- (ウ) E、S、Gのうち社内で最も開示が進んでいる要素はどれか⇒投票で最も多かったのは「E（環境）」（約63%）でした。開示に関しては、過去の実績に焦点が当てられがちであったが、TCFDのシナリオ分析など、未来の展望に視点が移行していくのではないかとコメントがありました。

*ライブ投票結果及びコメントにつきましては、あくまでもイベント当日のものとなります。

日本企業への影響

ESG情報の開示は、企業価値の構築にもつながります。投資家、株主等ステークホルダーの関心が高まる中、ESG評価機関の評価視点も踏まえ、戦略的な開示を進めることが求められます。

(岩田 周子)



EHS 分野におけるデジタルツールの活用

今日、企業のEHS（環境・労働安全衛生）に対する投資家や社会の関心の高まりから、企業の積極的な取り組みはブランドの向上につながるものであり、EHS管理の重要性が増大しています。EHS管理は、現場データを適宜収集し、問題発生時には迅速に改善措置を実施するという日々の対応と共に、国内外の拠点からのデータを迅速に収集・集約・解析し、その結果を関係者で共有し、現状の確認、目標とのギャップ把握、次の施策に反映するという戦略的なアプローチが求められます。これらの作業は、取り扱うデータの量や種類、対象とする国内外の拠点数、解析方法の種類、結果の可視化、時間的制限、多種多数の関係者の関与等に依存し、通常莫大な作業量が必要であり、その量は年々増加しています。その一方、最近のデジタル技術の進歩によって、EHS管理に活用できる、多くの新しいデジタルツールが開発されています。

ERMは、社内にこれを専門に取り扱うデジタルソリューションチームを有しており、クライアント企業のニーズに合ったツールを紹介し、その導入に関するサービスを提供しています。その中から、代表的な2つのデジタルツールをご紹介します。

1. EHS デジタル管理ツール:

現在様々なソフトウェア会社がEHSデジタル管理ツールを開発しており、ERMはクライアント様のニーズに合わせて最適なソフトウェアを選定し、導入、初期設定、トレーニング、メンテナンス等のサポートを実施しております。最近の代表的なソフトウェアの特長としては以下が挙げられます。

- 各拠点担当者が現場でスマホやタブレット端末を使って直接データや写真を入力するため、リアルタイムで入力情報を社内の関係者と共有することが可能
- 各種言語に対応しており、世界中の拠点で同一の入力テンプレートを現地語で使用することができ、結果は自由な言語で出力が可能
- 結果の解析や可視化等の多数の機能を有し、グラフ形式や出力形式を設定しておくことにより、新しいデータを取り込んで自動的に更新が可能
- システム上で関係者が有機的につながるため、社内の情報一斉送信や特定グループへの情報共有、また、各種EHS関連のタスク管理も可能であり、タスクの割り振りや進捗管理が容易

2. Nexus by ERM

Nexus by ERMは、環境・資産管理のための土壌地下水汚染データ管理を行うソフトウェアです。上記のEHSデジタル管理ツールとほぼ同じ機能を有しており、各種特長も共通しています。国内外の汚染サイトに関して、調査計画、現地での調査結果収集、データ管理・評価、レポートを単一システム上で行います。土壌地下水汚染の調査や浄化の進捗を管理し、経営層・環境部署・資産管理部署ともリアルタイムでデータを共有できるため、社内横断的な対応や迅速な意思決定を促し、土地の資産管理、資産除去債務管理にも役立つものです。

日本企業への影響

今後はEHS管理業務や環境問題への対応業務を効率化することによって、関係者がそれらの評価および今後の対策の検討により注力できるような業務環境がますます重要となります。上記デジタルツールの活用は、その目的の達成に非常に有効な手段になると考えます。このようなツールを使用することにより、EHS管理や土壌地下水問題に関して、より戦略的に対応できる環境を生み出し、企業価値の向上につながる施策に展開できるものと考えます。ERMの役割は単なるツールの提供ではなく、クライアントのニーズにマッチした、ツールの選択、カスタマイズといった導入から、実際にそのシステムをクライアント社内で定着させるための教育やメンテナンスなど、様々なデジタルツール支援サービスを提供させていただきます。

(山田 拓人)



プラスチック規制と企業戦略

陸上から海洋に流出したプラスチックゴミは「海洋プラスチック」と呼ばれ、マイクロプラスチックの動物体内蓄積等、海洋生物に与える影響、船舶や海洋産業等に与える影響から問題視されてきました。2010年頃から各国で海洋プラスチック使用に関する議論や取り組みが活発化し、2018年のG7シャルルボワサミットでは「海洋プラスチック憲章」が掲げられました。これは自国におけるプラスチック規制強化の宣言であり、下記が含まれます。現在日本は署名していませんが、カナダや欧州各国が承認しています。

(1) 2030年までにプラスチックを100%リユース、リサイクル、または他に有効な選択肢がない場合、回収可能にする。

(2) 2020年までに化粧品等に含まれるマイクロビーズの使用を可能な限り削減。

また、欧州では2018年10月にプラスチック容器包装をリサイクル可能なものにする事や消費者用・業務用製品のマイクロプラスチック規制等を掲げた「欧州プラスチック戦略」が打ち出され、2019年6月には使い捨てプラスチック製の食器や包装を禁止する「使い捨てプラスチック指令」が公布されました。これによりEU各国は2021年7月3日までに国内法を整備して指令に準拠することが求められていますが、イギリスやドイツ等、一部では前倒しでの禁止を発表しています。主な要求事項は以下の通りです。

- (1) だだちに代替可能であるとして定められたプラスチック製品9品目と酸化型分解性プラスチック製品について2021年7月以降の上市を禁止すること。
- (2) 飲料用カップ・フタや直ちに消費される食品容器等のプラスチック製品についても2026年の消費量を25%削減すること(2022年比)。
- (3) 一部の製品には2020年7月3日までに包装やラベルに表示を行うこと。
- (4) 指定の使い捨てプラスチック飲料ボトルは2025年までに個別回収率を77%以上、2029年までに90%以上とするとともに、PETボトルのリサイクル材利用率を2025年までに25%、2030年以降は30%以上とすること。

このような規制は欧州に留まらず、カナダで2021年までに使い捨てプラスチックの禁止が宣言されている他、ペルーでは昨年12月に食品、飲料用の使い捨てプラスチック容器規制法が公布されています。台湾では今年7月のプラスチック製ストロー禁止を始めとして以降2030年までに使い捨てプラスチック製品の完全禁止を予定しています。ロシア、中国等でも規制に向けた動きがあります。また、世界の大手企業28社による「プラスチック廃棄物同盟(AEPW)」が発足したり、韓国半導体大手がプラスチック代替計画を発表する等、事業者による自主的な取り組みも行われています。

日本企業への影響

上記プラスチック規制の動きを受け、プラスチック製品を製造・輸出等する際には、各国・地域の要求事項を適切に把握し、対応することが求められます。さらに、自社ビジネスへの影響を把握し、脅威を抑え、機会を広げていくために、例えば下記のようなプラスチック戦略を各企業において構築・展開することが推奨されます。

STEP 1: グローバル先進企業におけるプラスチック戦略のベンチマーク調査、各国・地域の規制調査、サプライチェーン川下からの要求事項

STEP 2: 中長期環境戦略におけるあるべき姿の明確化

STEP 3: あるべき姿と現状のギャップ分析(ライフサイクルアセスメントの活用等)

- プラスチック製品/製品原料の出荷量、利用方法、再生/生分解性プラスチック含有量の把握・整理
- 現状のリユース・リサイクル・回収率の把握・推察

STEP 4: ロードマップの確立と推進

- 製品素材の変更、製品ポートフォリオの修正
- ステークホルダーとの連携による基盤(インフラ)形成等

ERMでは規制情報の整理や定期的なアップデート、化学物質の申請・管理支援に加え、各ビジネスに応じたプラスチック戦略のコンサルティングも行っています。

(今尾 夏美)

中国における安全・環境に関する法規制動向及びそのビジネスリスク

-Comply or Close

最近、中国生態環境部(Ministry of Ecology and Environment)は、「VOCの漏洩排出に対する国家標準(GB 37822-2019)」を発表し、2019年7月1日(既存企業に対しては、2020年7月1日施行)より、質量比10%以上のVOCを含む物質を取り扱う場合には、密閉設備や閉鎖空間での取扱い、もしくは一定以上の除去率を持つVOC処理装置の設置が求められることとなりました。

中国における環境規制は急速な厳格化が進んでおり、2017年11月の重点汚染排出単位リスト管理規定、2018年1月の汚染排出管理弁法、2019年1月の土壌汚染防治法など、過去2年間の間に次々と重要な環境法規制が制定されています。

また、2015年の天津での大爆発事故以降、頻発する化学工場等の爆発事故を受け、安全規制も強化されています。最近では、「有害化学物質製造及び貯蔵設備からの安全距離設定に関する国家標準(GB/T 37243-2019)」が発表(2019年6月1日施行)されていますが、正確に言うと、環境規制のように重要な制設定が多い訳ではなく、江蘇省をはじめ、幾つかの地方政府で公表された「化学産業の改革・改善計画」の影響により、従来の安全規制の運用が厳格化されている状況で、具体的には安全査察が増え、許認可や設備上の不備に起因する操業停止や工場閉鎖、対応のまずさによる担当者への罰則事例などが見られています。

前述の江蘇省「計画」は、2019年3月21日、78人の死者を出した江蘇省塩城市化学工場爆発事故を受け2019年4月27日に発表されたものであり、4月1日のドラフト文書では、約3,000もの化学工場を閉鎖するというドラステックな内容でした。正式版では閉鎖されるべき工場数への言及はありませんでしたが、例えば、揚子江流域1km以内で工業団地に立地していないすべての化学工場は、2020年末までに閉鎖又は移転しなければならないとされています。ただ、すべての化学工場が閉鎖の対象となる訳ではなく、同「計画」では、新規投資額10億元以下の化学工場建設が認められず、また既存の比較的小規模な企業は、安全環境面でのリスクを精査し、基準を順守していない場合は、2020年末までに閉鎖又は移転を余儀なくされるとされています。すなわち小規模で、安全環境面での管理に十分な費用を掛けられない工場から淘汰されることになりそうです。

日本企業への影響

最近の米中貿易摩擦に端を発する中国の景気減速から、安全環境対策の緩和を期待する声も聞かれますが、現時点において、緩和に向けた具体的な動きは見られないようです。前述の通り、環境安全面でのリスクが高い企業や規制を順守していない企業に対する行政の対応は厳しいことから、まずは、自社及びグループ会社のみならず、サプライチェーンの主要生産拠点における安全環境規制要求事項に対するコンプライアンス状況を確認する事が重要となるでしょう。

(西 利道)

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社(以下「当社」とします)が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等(これに限らない)の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等(これに限らない)に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。

なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ですが、ERM.JapanNewsletter@erm.comまでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。